建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

平成二十一年四月十日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　処分をした年月日

平成二十一年四月三日

二　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

岸尾産業株式会社

吉野郡十津川村大字湯之原七六四番地

代表取締役　岸尾浩史

奈良県知事許可（特ー一八）第四七九二号

三　処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1　停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

注1　停止を命ずる営業は、公共工事又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの（以下「対象建設工事」という。）を発注者から直接請け負う営業及び他の建設業を営む者が発注者から直接請け負った対象建設工事の全部又は一部を請け負う営業をいう。

注2　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

注3　「民間工事」とは、前記注2以外の建設工事をいう。

注4　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等及び同条第四項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類する

ものをいう。

2　期間

平成二十一年四月十八日から同年五月二日までの十五日間

四　処分の原因となった事実

岸尾産業株式会社は、平成十八年十月三十一日を審査基準日とする経営事項審査を受審するに当たり、経営規模等評価申請書及びその添付書類に事実と異なる内容を記載のうえ提出し、その結果を含めて算出された総合評定値を公共工事の発注者である奈良県に提出した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号に該当すると認められる。